

# IFRS

## Top 20 Tracker

*vol.2*

**Edition** 2009 全5回



# 5 収益

## 5-1 イントロダクション

収益の報告には注意を払う必要があります。というのは、収益は規制当局と投資家の双方が厳しく監視している領域だからです。経営者は収益の認識にかかる会計方針や収益の認識に関連して行った重要な判断を適切かつ詳細に財務諸表で開示しているかどうかについて確かめる必要があるでしょう（第1節参照）。

企業は収益認識基準を個々の取引の収益の認識にどのように適用したかを説明しなければなりません。この開示がなされていない場合には、収益を早く計上しすぎているのではないかとの疑いを持たれる可能性があります。

## 5-2 収益認識のタイミング

収益認識のタイミングやその他の収益に関する会計方針の変更を行う場合には、経営者は慎重に検討すべきです。

また、対価の分割払や前払は必ずしも役務の提供の事実を反映したものではありません。一般に、契約で定められている出来高支払と収益の認識のタイミングは連動しません。

企業が役務提供契約の早い段階にある場合、その取引の結果は信頼性をもって見積ることができない可能性があります。その場合、収益は回収可能と認められる部分についてのみ認識されるべきです。

## 5-3 工事契約

工事契約の成果が信頼性をもって見積ることができる場合には、その工事契約に関連した収益は期末日時点の工事の進捗度に応じて認識しなければなりません。

工事契約の成果が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生した工事契約原価のうち、回収可能である可能性が高い部分についてのみ収益を認識し、かつ、工事契約原価は発生した期の費用として認識すべきです。

## 5-4 収益の測定

### 対価の繰延べ

収益は公正価値により測定することが求められているため、代金延払条件で販売を行っている場合には、割引計算が収益認識に及ぼす影響を考慮する必要があります。割引計算の結果が現在の収益の金額に重要な影響を及ぼす場合には、収益は現在価値で測定すべきです。

### 不良債権のリスク

収益は対価としての売上債権の公正価値で測定すべきです。したがって、販売時点で債権の回収可能性に関するリスクを認識している場合には、回収不能のリスクを考慮に入れた公正価値を算定しなければなりません。

# 6 割引率

## 6-1 イントロダクション

IFRSでは、資産及び負債を測定するときの基礎として、割引率を用いるケースが多くあります。その際に用いられる割引率は、測定の対象となった資産及び負債に対して適用される基準によって決められています。

現在の経済状況においては、負債コストや資本コストに様々な変化が生じ、その結果として割引率も変化しました。そのような状況の中、割引率自体についての検討が行われるようになってきています。そこで、このセクションでは、様々な会計基準の割引率の条件を検討します。

## 6-2 従業員給付—IAS第19号

IAS第19号「従業員給付」では、給付建債務の現在価値を計算する際に、報告書日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定することが求められています。

昨年一年間で、割引率は大きく変化しました。割引率に関連する市場利回りを見積もるための標準的な指標は数多くあるため、それぞれの指標をもとに決められる割引率は大きく異なる可能性があります。

割引率は給付建債務の評価に重要な影響を与える可能性があるため、経営者は割引率を決定するにあたって、適切な指標を選ぶとともに、選択した指標に何らかの調整を行うべきか否かを検討する必要があります。その際に経営者が検討すべき論点には以下のようなものがあります。

- ・ 給付建債務の計算期間（指標として用いられる社債の償還期間は、給付建債務の計算期間と整合させる必要があります。）
- ・ 割引率に使用された指標とその構成要素（社債の発行会社が流動的な問題を抱えている場合には、格下げすべきにもかかわらず、優良社債として指標に含まれている可能性があります。）
- ・ 指標を調整すべきか否か、調整すべきと判断した場合には、その調整の内容と理由

経営者は、上記の論点について考慮した上で適切な割引率を決定し、その根拠を明確に文書化することが必要です。

### 6-3 資産の減損－IAS第36号

IAS第36号「資産の減損」で定められているように、資産またはキャッシュ生成単位（以下、CGU）の使用価値を計算する際には、税引前割引率を使用しなければなりません。

この割引率は以下のものに関する現在の市場評価を反映したものであることが必要です。

- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 将来キャッシュ・フローの見積りが修正されていない、当該資産に固有なリスク

貨幣の時間価値についての現在の市場評価及び当該資産の固有のリスクを反映する利率は、企業が当該資産から得られると期待するキャッシュ・フローを発生させる投資について投資家が要求する収益です。

現在の市場環境では、負債コスト、資本コストのいずれも上昇する傾向にあります。この上昇によって使用価値の計算に使用される割引率も上昇するため、キャッシュ・フローの現在価値（資産もしくはCGUの回収可能金額）は潜在的に減少することになります。

IAS第36号では、適用する割引率を可能な限り市場利率から入手することが要求されていますが、市場利率が入手できない場合には、市場利率を見積もることになります。割引率を見積もる際の出発点として、企業は自己の加重平均資本コストを考慮に入れることが考えられます。しかしながら、その場合、当該資産のキャッシュ・フロー見積りに固有のリスクを見積り、逆に当該資産のキャッシュ・フローに關係のないリスクを排除する調整が必要です。

一般的に、リスクが増大している状況においては、割引率はより高くなり、結果として使用価値（あるいは回収可能価額）の低下につながっていきます。基準においては、以下のリスクについて考慮すべきとされています。

- ・ カントリーリスク
- ・ 為替リスク
- ・ 価格リスク

例えばセグメントに配賦されたのれんなど、複数の異なる資産もしくはCGUについて減損テストが行われたときには、それぞれに使用される割引率はそれぞれの資産もしくはCGUに固有のリスクを反映したものである必要があります。

## 6-4 割引率が必要になり得るその他の領域

### 株式報酬—IFRS第2号

株式報酬取引のもとで付与されたストック・オプションの公正価値を算定する際に利用するオプションの価値算定モデルにおける検討要因の一つにリスクフリーレートがあります。

### 引当金、偶発負債及び偶発債務—IAS第37号

引当金は、貨幣の時間価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前割引率をもってその現在価値が認識されなければなりません。

### 金融商品：認識と測定—IAS第39号

特定の金融商品の公正価値の測定及び金融商品の減損の測定では、割引率の使用が求められません。

例えば、複合金融商品の負債部分の公正価値の計算においては、類似の負債性商品から入手可能な利率を反映した市場利率を使用することが求められています。ここで、“類似の負債性商品”とは、類似の期日、キャッシュ・フローパターン、為替、信用リスク、担保、利子の計算基礎をもつ商品を意味しています。

## 6-5 終わりに

IFRSにおいては、財務諸表の様々な領域で割引率の利用が求められています。

現在世界各地では市場の混乱が起きています。これは、割引率が従来のもので実質的に変わってしまったということを意味しているのかもしれませんが。

経営者は、適切な割引率を選択し、その理由を明確にするとともに、文書化することが必要です。そうすることで、経営者自身が選択した割引率が関連する会計基準に準拠していることを確認することができるといえます。

# 7 のれんの減損に関する開示

## 7-1 注目度がさらに高まっている論点

多くの国で経済状況が悪化しているため、投資家及び規制当局は、のれん残高に対して懸念を表明することが多くなっています。企業が売上や粗利率の低下を報告するときには、のれんを計上した際の仮定を見直さなければなりません。

重要なのれん残高を有する企業グループにとって、のれんの減損に関連する処理は年次財務諸表の開示に大きな影響を与えます。どのグループも、全ての資産が期末に減損の検討がなされているかを慎重に見極める必要があります。

のれんの減損テストとそれに係わる財務諸表の開示については、年次報告書作成過程の早い時期から優先事項として検討する必要があります。以下では開示に関連する主要な論点に焦点を当てて解説いたします。

## 7-2 資金生成単位を基礎とするテスト

IAS第36号「資産の減損」はのれんの減損テストを資金生成単位、または資金生成単位グループを基礎として実施することを求めています。のれんを企業結合のシナジーから便益を得る資金生成単位に配分し、減損検討が適切な水準で実施されることは極めて重要です。

のれんの価値は、少なくともIFRS第8号に準拠したセグメントの水準までは細分化して配分する必要があります。企業の資金生成単位が多ければ多いほど、のれんの配分はより複雑になります。

IAS第36号では、ある資金生成単位の簿価を上回る回収可能額の超過額を他の資金生成単位の不足額と相殺する、資金生成単位間の調整は認められていません。

## 7-3 資金生成単位に特有の仮定

減損検討の基礎となる仮定は、資金生成単位に特有のものでなければなりません。これには、例えば、成長率と割引率が含まれます。割引率は第6章でより詳しく検討されています。

要約すると、割引率は貨幣の時間的価値に関する現在の市場評価を反映している必要があること、及び将来キャッシュ・フローの推定を行う資産に特有のリスクは調整されていないこと、この2点を認識することが大切であるということです。割引率は現在の経済環境の影響を受けており、その経済環境が企業の資本コストと負債コストを共に増加させているかもしれません。

さらに、割引率が高ければ高いほど、減損の可能性は高まります。

## 7-4 予測キャッシュ・フロー

IAS第36号は、予測キャッシュ・フローは合理的で根拠のある仮定、及び経営者が承認した最新の予算ないし予想を基礎とする必要があるとしています。予算や予想を基礎とするような予測も通常は5年間で限度とされています。これを超える予測では、通常、安定的または遞減する成長率での推定値が使用されます。この成長率は、製品、産業、国その他の関連する平均値より高い率となる十分な根拠が示されない限り、その平均値が上限となります。

現在の経済状況では仮定、予算、予想、及び予測成長率を再検討する必要がある、多くの場合にはそれらは引き下げられることになるでしょう。企業は、IAS第36号で認められている5年間でさえ、根拠ある予想を準備するのは困難かもしれません。

最近の経済情勢の下では、転がし方式で従来の計算を更新するというより、新規に詳細な計算をすることが求められるでしょう。

## 7-5 見直しの時期

各年の減損の見直しは期末に実施する必要はありませんが、少なくとも各年に1回、通常は毎年同じ時期に実施する必要があります。

毎年の検討に加えて、IAS第36号は、財務報告日に減損の兆候があるかどうか、そして兆候がある場合には減損テストの実施を求めています。最近の経済状況では、そのような兆候が現実のものとなる可能性が高まっています。

したがって、もし減損検討後に減損の兆候が生じた場合には、期末日の数ヶ月前にすでに実施された年1回の検討結果に依拠することは十分な対応とはいえず、再検討が必要になります。

## 7-6 開示

いくつかの特定の開示項目は、今後の数ヶ月間に規制当局及び投資家により検討されることになる予定です。主要な開示項目は以下のように議論されています：

- ・ 情報が有益で有用なものであるためには、該当するビジネスに特有ものである必要があります。
- ・ 主要な仮定の認識と測定の方法についての注記情報は詳細で具体的であり、経営者の推定方法を説明するものである必要があります。
- ・ 企業は資金生成単位ごとに情報を開示する必要があり、特に重要なのれんの金額が複数の資金生成単位に配分される場合には当該開示が求められます。
- ・ 企業は仮定がどの程度まで外部情報と整合しているのかを記載する必要があります。これは特に最近の経済環境では重要となります。
- ・ 主要な仮定の及ぼす効果を検討し、資金生成単位間の相違を開示する必要があります。
- ・ 合理的に予見できる主要な仮定の変化により減損が発生する場合には、IAS第36号はその影響額の開示を求めています。最近の経済の動向を前提とすると、この開示が求められる場合が従来よりも多くなると予想されます。

## 7-7 結論

最近の経済環境では、要求されるのれんの減損に関する開示情報を企業が提供することは極めて重要です。減損に関する検討が終了した後、すぐに、経営者はIAS第36号で要求される開示の手続を開始して、高水準な開示を準備するために十分な時間を確保する必要があります。

# 8 固定交換基準—IAS第32号

## 8-1 はじめに

最近の経済環境下では、負債による資金調達を試みようとする企業は、普通社債よりも、転換社債を発行する傾向にあります。この違いが、IFRSにおいては、全く異なる会計処理につながるがあります。この章では、経営者に、この基準とは何かということとそれに関連する問題をご紹介します。

## 8-2 固定交換基準とは、何でしょう？

IAS第32号(金融商品:表示)で示されている、いわゆる「固定交換基準」を満たさない企業があったために、一昨年(2008年)は多くの議論が生じました。これは、決済時、例えば、転換社債の転換時に、発行者が、発行者自身の資本性金融商品を引き渡すことを要求されるか、又は要求される可能性がある金融商品に関連します。問題は、IAS第32号では、金融商品は金融負債でない場合に限り持分となるという点です。発行者自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある金融商品、又はその構成部分が、持分に分類されるためには、固定交換基準を満たさなければなりません。

固定交換基準とは、IAS第32号において、これを満たせば、その金融商品が資本性を有することを意味するという特有の要件です。簡単に言えば、ある金融商品が、企業自身の資本性金融商品の発行により決済されるか、又は決済される可能性がある場合、当該金融商品は、その決済が固定額の現金その他の金融資産を企業自身の資本性金融商品の固定数と交換することによって行われる場合にのみ、資本とすることができます。この要件を満たすこと、または、満たさないことの意味を理解することはとても重要です。なぜなら、この要件をみたすかどうかによって会計処理が全く異なってしまうからです。

IAS第32号第11項には、金融負債の定義が含まれており、それには2つの要件があります。1つ目の要件は、現金を支払う、もしくは、潜在的に不利な方法で金融商品を交換するという契約上の義務があるということです。2つ目の要件は、契約が企業自身の資本性金融商品をもって決済される可能性があるということです。このような契約は、金融負債(債務)になる場合もあれば、持分になる場合もあり、それは固定交換基準次第といえます。

### 8-3 転換社債

それでは、転換オプションを持つ転換社債について考えてみましょう。固定交換基準で、この転換オプションをどのように会計処理すべきかが決まります。

転換オプションに関してこの基準を満たせば、IAS第32号第25項により、それは複合金融商品ということになります。負債部分は現金を支払う義務であり、持分部分は転換オプションを表します。発行時の負債部分の公正価値は、市場レートで割引いた普通社債（転換権なし）のキャッシュ・フロー債務を参考にした割引キャッシュ・フローに基づき計算されます。持分部分は、単に負債部分を控除した残額として計算されます。

転換オプションが固定交換基準を満たさない場合、事態はより厄介になります。企業は、その金融商品全体を負債として会計処理しなければなりません、その負債は事実上、組込デリバティブの本体契約になります。IAS第39号では、多くの場合、企業は組込デリバティブを本体契約から切り離し、公正価値で評価し損益に計上しなければなりません。

このような転換オプションを評価するには、評価の専門家の利用が必要となりますので、費用も時間もかかることになるでしょう。

### 8-4 変動的な条件

転換社債が変動的な条件を含んでいる場合は、もっと複雑になります。通常、変動的な条件は、出資者が取引の前後で同一の持分条件を維持するために設定されます。つまり、単に株主の持分比率を同一に保つための調整が生じます。

問題は、多くの発行条件がそれ以上の内容を持ち、その結果、当該オプションが固定交換基準を満たすことができなくなるということです。たった一つの条件を満たさないだけでも固定交換基準には通らず、そうなると転換オプションは組込デリバティブ負債として会計処理しなければならなくなります。

現在のマーケットで新たに転換社債を発行しようとする企業は、注意する必要があります。発行する転換社債をどう会計処理するかについての理解を期末まで先延ばしにすることは適切ではありません。上述しましたように、固定交換基準を満たさないと、転換社債の会計処理と開示は全く異なったものとなる可能性があるのです。

### 8-5 転換条件の修正

企業が直面している財政難から、社債権者は、融資を引き上げるより、転換条件の修正に同意することがより一般的になると思われます。そうなった場合、企業は、この修正が、金融商品に対する著しい修正の取扱いに関するIAS第39号第40項の規定からどのような影響を受けるかについて、注意深く考慮する必要があるでしょう。その修正により、条件が著しく異なるものとなるのであれば、IAS第39号に従い、それは原金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理することが求められます。



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.